

2023年6月28日(No. 511)

## Contents

### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

### II. 中国法令アップデート

- ・公平競争審査第三者評価実施ガイドライン
- ・生態環境行政処罰弁法
- ・個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)
- ・司法賠償案件の事由に関する規定
- ・最高人民法院による司法賠償案件の審理における請求時効制度適用の若干問題に関する解釈
- ・輸出入商品抽出検査管理弁法
- ・商用暗号管理条例
- ・情報安全技術 個人情報処理における告知及び同意の実施ガイドライン
- ・ネットワーク安全標準実務ガイドライン-ネットワークデータ安全リスク評価実務ガイドライン
- ・ビジネス領域における事業者による使い捨てプラスチック製品の使用及び報告に関する管理弁法
- ・公平競争審査条例(意見募集稿)

### III. 中国万感

上海のフードデリバリーサービスに関する追憶

中国弁護士 石 瀛

## I. Topics

### 最近のセミナーや論文等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 24 回(中国メインランド):2023 年 7 月 20 日(木)

「中国広告法の概要～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

上海オフィス顧問 繆 媛媛

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 21 回(中国メインランド)

日時:2023 年 4 月 20 日(木)

「似て非なる中国法

～「サイバー主権」等中国のデジタル戦略と日本企業のあるべき対応～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 22 回(中国メインランド)

日時:2023 年 5 月 18 日(木)

「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

第 23 回(中国メインランド)

日時:2023 年 6 月 15 日(木)

「中国ハイブリット法務 ～中国の政治経済と法律の密接な関係～」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

#### ◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の標準契約締結による個人情報の越境移転」](#)

6月15日配信

講師スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関麻帆

[「中国の個人情報保護と越境移転」](#)

5月31日配信

講師：パートナー弁護士 中川裕茂

[「似て非なる中国法～個人情報保護対応文書5選～」](#)

5月17日配信

講師：パートナー弁護士 森脇 章

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

## II. 中国法令アップデート

### 最新中国法令の解説

今月の注目法令は、個人情報の越境移転に関連する「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)」である。中国の場合、個人情報を本土外に適法に移転しようとする、移転先と標準契約(フォーマット)を締結したうえで、当局に対する届出が必要となる。本ガイドラインは、当該届出手続のタイムライン、必要資料(影響評価等のフォーマットも添付されている)等の実務的な指針を指し示すものとして重要である。

また、個人情報に関しては、「情報安全技術 個人情報の処理における告知及び同意の実施ガイドライン」も実務上、重要なガイドラインである。個人情報保護法においては、個人情報の取扱いにあたっては、本人に告知したうえで同意を取得することが原則となるが、これまで具体的な告知・同意取得の方法についてのガイドラインまでは存在しなかった。本ガイドラインでは、具体的にどういった場合に告知が必要かについても列挙している(例えば個人情報収集の具体例として、アプリケーションで自動的に収集、ビッグデータや AI 等を通じて個人情報を生成も含まれる)。個人情報の取扱いに関するプライバシーノート等は、本ガイドラインを適切に参照しながら作成しておく必要がある。

なお、「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)」および「情報安全技術 個人情報の処理における告知及び同意の実施ガイドライン」については、弊事務所で和訳も作成しておりますので、必要の方は[本ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

その他には、「商用暗号管理条例」も重要と思われる。中国では、情報セキュリティに対する規制が急ピッチで進んでいるが、その重要な柱の一つとして、「商用暗号」(暗号化保護、安全認証を行う技術、製品およびサービスのこと)に対する標準化や統一的な管理が進められている。元々、古くは 1999 年に制定されていた「商用暗号管理条例」であるが、2020 年に統一的な「暗号法」が公布され、同法において、商用暗号の規制についての全体像等が規定されるに至った。今回は、暗号法の規定に基づき、1999 年に制定された「商用暗号管理条例」(旧法)に対し、全面的に修正を行ったという経緯がある。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

### 公布済み法令

#### <憲法・行政法>

#### 公平競争審査第三者評価実施ガイドライン

[ポイント] 公平競争審査制度とは、地方政府などの行政機関その他の政策制定機関が、経済活動に関する政策・措置を制定する場合に、競争の排除・制限効果の有無を事前に審査する制度をいう。

同制度は 2016 年に運用が開始された。2022 年 3 月に、中共中央・国務院が「全国統一大市場の建設の加速に関する意見」を公布し、障壁のない国内市場の建設を目標として掲げ、その目玉政策の一つとして、公平競争審査制度を掲げている。さらに、2022 年 6 月に行われた独占禁止法(反壟断法)改正において、公平競争審査制度を規定する第 5 条が新たに盛り込まれた。

(世間一般ではあまり知られていないと思われるが)国家市場監督管理総局の発表によると、現在、2022 年以来、16 万点の新規政策・措置及び 45 点の既存政策・措置が公平競争審査に付され、そのうち 2 万件余りが廃止、修正された。

例として、国家市場監督管理総局は発表した公平競争審査の典型的な事案を1件紹介する。蘭州市の都市管理委員会は、生物エネルギーシステム有限公司(A社)とのBOT契約を理由に、通達などを発し、関連する県、区政府や下級関連機関に対して、A社以外の他の企業が飲食店のゴミ収集・処理を行う申請を許可せず、また、各区の環境衛生部門に対して、各飲食店にA社とのゴミ収集・処理協定を結ぶように要求した。これらの要求は、公平競争を排除・制限するものとして、廃止を命じられたという事案である。

同制度では、原則として、政策制定機関が自ら公平競争審査を行うとされているが、一方、2019年2月に、「公平競争審査第三者評価実施ガイドライン」が公布され、公平競争審査を第三者機関に委任することも推奨されている。

今回の同ガイドライン改正のポイントは、おおむね以下のとおりである。

- (1) 根拠法令として、独占禁止法(反壟断法)などを列挙した。(第1条)
- (2) 第三者機関に公平競争審査を依頼できる機関として、政策制定機関に加え、各レベルの公平競争審査業務連席会議(各レベルの政府に設置される公正競争審査業務を統括する部局)も追加された。(第2条)
- (3) 各レベルの公平競争審査業務連席会議は、定期的には又は不定期的に、その管轄する地域における公平競争審査制度の実施現状や当該地域における現行政策に関する調査を第三者機関に委任することができることと規定された。(第5条)
- (4) 未公布の政策、既に公布された政策、毎年行われる定例評価及び公平競争審査制度の実施現状に対する評価などにおける重点的な評価内容に関する規定が新設された。(第8条から第11条)
- (5) 第三者機関が評価レポートを提出しなければならないこと、及び同レポートが含むべき最小限の内容についての規定が新設された。(第16条)
- (6) 第三者機関の要件に関する規定がもともと選定する際の参考でしかなかったが、改正により、同規定が強行規定に変更された。(第13条)
- (7) 第三者機関の守秘義務などの義務に関する規定が新設された。(第22条)

[原文] [公平競争審査第三方评估实施指南](#) (国家市場監督管理総局公告 2023年第17号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市場監督管理总局)

2023年4月26日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 張超鵬

## 生態環境行政処罰弁法

[ポイント] 本弁法は、現行の「環境行政処罰弁法」を改正するものである。法令名は「環境行政処罰弁法」から「生態環境行政処罰弁法」に変更され、条項の数も82条から92条に増加した。2022年8月に今回の改正について意見募集を行ったが、当該意見募集稿からそれほど大きな変更はない。重要な改正点は以下のとおりである。

### (1) 適用範囲の拡大

旧法では、核安全の監督管理については適用しない旨が規定されていたが、今回の改正により、「核」及び「輻射」の分野も本弁法の適用対象となった。

### (2) 処罰の種類追加

処罰の種類について、行政処罰法で規定されている処罰の種類に基づき、既存の処罰の種類に加え、通報叱責、資格の降級又は取消し、一定期間内の行政許可の再申請の禁止、生産経営活動の展開の制限、就業の制限等の行政処罰の種類が追加された。これらの追加された処罰種類は既存の環境関連法令にも散見されており、実務上適用されたケースも数多く存在している。今回本弁法において整理の上まとめて規定されていることにより、実務上も明確化が図られたといえる。

### (3) 証拠収集方法に関する規定の詳細化

現場におけるサンプル抽出に関する手続き及び生態環境主管部門の電子技術監視設備による証拠の取得についても詳細に規定されている。電子技術監視設備による証拠の取得については、意見募集稿の生態環境主管部門の電子技術監視設備で取得されるデータに加え、企業が自ら電子技術監視設備で関連データを記録することも義務として規定されており、企業側により記録されるこれらのデータが証拠として利用できることも規定されている。

#### (4)行政処罰手続きの規範化

本弁法では、生態環境行政処罰に関し、当事者が公聴会を要求する権利を有する旨が規定されており、公聴会の要件及び手続き等について詳細に規定されている。また、重大な公共の利益にかかわる案件、事情が非常に複雑な案件等について重大な行政処罰決定を下す前に、生態環境主管部門の法制審査部門が当該行政処罰の適法性などを審査する旨が規定されている。当該法制審査の範囲、内容、審査手続き等が詳細に規定されている。

[原文] 生态环境行政处罚办法（中華人民共和国生態環境部令第 30 号）

[公布／公表機関] 生態環境部（生态环境部）

2023 年 5 月 8 日公布、2023 年 7 月 1 日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

### 個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)

[ポイント] 標準契約の締結を通じて個人情報を移転することは個人情報保護法が定める、適法に越境移転するための一つの方法であり、越境移転する個人情報の量が 10 万人未満(機微な個人情報の場合は 1 万人未満)であれば、この方法を使った方が企業の負担が最も軽いと考えられている。当該方法を利用しようとする場合は、「個人情報越境標準契約弁法」に従って、同弁法に定めた標準契約のフォームを使って締結し、当局への届出が必要である。

本ガイドラインは当局への届出に関するプロセスや必要な資料を具体的に定めたものである。

#### (1)タイムライン

標準契約の効力発生後 10 営業日以内に省級インターネット情報弁公室(以下「当局」という。)に届出を行うことが必要であって、当局は資料を受領した後 15 営業日以内に資料の精査を完了しなければならない。精査の結果、個人情報取扱者に合格又は不合格を通知する。合格の場合は、届出番号が公布され、不合格の場合は、届出の当事者は不備の理由に基づき 10 営業日以内に補足資料を提出しなければならない。必要な資料さえ提出できれば最終的に届出が合格となると理解してよいか、明らかではない。

なお、実務上、上海市ではまず電子版の資料を当局に送付し、資料の精査をクリアした後に、書面の資料を窓口で正式に提出することになっており、当局の審査期限の起算は窓口で受理された日から起算する。このようにして 15 営業日の審査期限をコントロールしているようである。

#### (2)届出時の提出資料

提出資料は、統一社会信用コード、法定代表者の身分証明書、担当者の身分証明書、授權書、承諾書、標準契約、個人情報保護影響評価報告が列挙され、いずれもフォームが決まっている。

また、個人情報保護影響評価報告のフォームは、データ越境移転安全審査におけるリスク評価報告と多くの内容が共通しており、当事者の負担は軽くない。具体的には、越境移転する個人情報の内容や当事者、中国国内の情報システムの状況や保管するデータセンターの状況、個人情報取扱者の個人情報保護能力の状況、本土外受領者の状況(個人情報保護能力、当該国家の個人情報保護の政策などの状況を含む)、個人情報の越境移転の必要性・正当性の説明、越境移転が個人に与えるリスク、漏えい等のリスク等を分析し、記載することが必要となる。個人情報保護影響評価は当事者自身で実施することも可能だが、業務内容が複雑の場合は第三者評価機関に依頼したほうが効率的に行いうる可能性がある。

[原文] 个人信息出境标准合同备案指南（第一版）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

2023年5月30日公布、2023年6月1日施行

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

## <民事訴訟法>

### 司法賠償案件の事由に関する規定

[ポイント] 本規定は、国家賠償法(中華人民共和国主席令第68号)において規定されている、国家賠償を求めることができる事由に関して詳細を定めた規定である。国家賠償事由の詳細については、本規定の施行前においても、「国家賠償案件の事由に関する規定」(以下「原規定」という。)が2012年2月15日より施行されていたが、本規定の施行とともに廃止されている。

国家賠償法においては行政賠償として、行政機関及びその業務人員が①違法に拘留し、又は違法に公民の人身の自由を制限する行政強制措置を行った場合、②非合法に拘禁を行い、又はその他の方法により非合法に公民の人身の自由をなく奪した場合、③暴行、虐待等の行為を以て、又は他人が暴行、虐待等の行為を行うことを教唆、放任し、公民の身体への傷害をもたらし、又は死に至らしめた場合、④違法に武器、用具を使用し、公民の身体への傷害をもたらし、又は死に至らしめた場合、⑤公民の身体への傷害をもたらし、又は死に至らしめるその他の違法行為を行った場合には、それによる損害を受けた者は賠償を受ける権利を有するとされている(国家賠償法3条)。また、行政機関及びその業務人員が⑥違法に過料、許可証の取り消し、営業の停止の命令、財物の没収等の行政処罰を行った場合、⑦違法に財産に対して封印、差し押さえ、凍結等の行政強制措置を行った場合、⑧違法に財産の徴収、徴用を行った場合、⑨財産に損害をもたらすその他の違法行為を行った場合も賠償を受ける権利を有する(国家賠償法4条)。

その他、国家賠償法においては刑事賠償として、捜査、検察、審判の権限を有する機関及び看守所、監獄管理期間並びにその人員が職権を行使する場合に、①刑事訴訟法の規定に違反して公民に拘留措置を行った場合、又は拘留期間が刑事訴訟法の規定する期限を超えた場合で、その後の決定で案件が棄却され不起訴又は無罪判決を受けた場合、②公民に対して逮捕措置が取られた後、案件が棄却され、不起訴又は無罪判決を受けた場合、③審判監督プロセスに従って再審で無罪となり、原判決の刑罰が既に執行されている場合、④拷問により自白を強要し、又は暴行、虐待等の行為により、若しくは他人が暴行、脅迫等の行為を行うことを教唆、放任し、公民の身体に傷害を与え、又は死亡させた場合、⑤違法に武器、用具を使用し、公民の身体への傷害をもたらし、又は死に至らしめた場合、⑥違法に財産に対して封印、差し押さえ、凍結、追納等の措置を行った場合、⑦審判監督プロセスにより再審で無罪となり、原判決の罰金、財産没収が既に執行されている場合には、それによる損害を受けた者は賠償請求を行うことができるとされている(国家賠償法17条、18条)。

本規定では、原規定が過度に単純で漠然としており、案件の区分が過度に粗雑であることなどを理由に、裁判実務の状況を踏まえて、国家賠償事由についてさらに詳細に定めたものである。具体的には、大区分として「刑事賠償」と「非刑事司法賠償」を分け、「刑事賠償」はさらに①人身の自由の損害についての刑事賠償、②生命の健康の損害についての刑事賠償、③財産損害についての刑事賠償、の中区分が定められている。「非刑事司法賠償」では④違法な訴訟妨害に対する行政強制措置についての賠償、⑤違法な保全についての賠償、⑥違法な事前執行についての賠償、⑦誤った執行についての賠償、の中区分が定められている。

上記のそれぞれの中区分については、さらにその下に訴訟事由の小区分が定められており、例えば⑦誤った執行についての賠償の中では、(i)根拠がない、または範囲を超えた執行についての賠償、(ii)違法に案件外の者の権益に損害を与える執行についての賠償、(iii)違法に執行措置を行ったことについての賠償、(iv)違法に強制執行措置を行ったことについての賠償、(v)違法に執行せず、又は執行を引き延ばしたことについての賠償が訴訟事由として定められている。

なお、当事務所において裁判例データベースから確認したところ、2021年度における刑事賠償事件は合計246件提起されており(うち59件については判決非公表)、そのうち48件が認容されている。また、非刑事賠償事件については1596件提起されており、そのうち約220件が認容されている。各国家賠償事由ごとの提起件数としては、刑事賠償では違法な刑事拘留についての賠償が102件(うち認容件数は3件)と最も多く、差押え、凍結、追徴の賠償が37件(うち認容件数は14件)、差戻審が無罪となった刑事事件に関する賠償30件(うち認容件数は12件)となっている。非刑事賠償では、誤った行政執行についての賠償が1511件(うち認容件数は約220件)と最も多くなっている。

[原文] 关于司法赔偿案件案由的规定 (法〔2023〕68号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2023年4月19日公布、2023年6月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

### 最高人民法院による司法賠償案件の審理における請求時効制度適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、国家賠償法に基づく損害賠償請求権の時効の起算点、時効の停止、時効が成立した場合の法的効果等について定めたものである。

国家賠償法に、国家賠償請求権の時効は、原則として、請求人が国家機関及びその職員による職権の行使に伴う行為により、請求人の人身や財産が侵害された日を知り又は知るべきであった日から2年とすると規定されている(39条1項)。本解釈は、前記の起算点については、刑事事件手続において警察、検察、司法機関、留置所又は刑務所等が人身や財産を侵害したことにより損害を被った場合の賠償請求権の起算点(2~4条)、及び非刑事訴訟手続において人民法院の訴訟妨害に対する強制措置、仮処分又は法律文書の執行を誤って行ったことにより損害を被った場合の賠償請求権の起算点(5条)に分けて規定している。また、時効期間の最後の6ヶ月間に、請求人が①不可抗力が生じたこと、若しくは②無能力者や制限能力者であつて、法定代理人を有しなかったこと、又は③法定代理人が死亡、能力や代理権を喪失したことにより請求権を行使することができなかった場合には、時効は停止するとされており(7条1項)、時効停止事由が消滅した日から6ヶ月が経過した時点で時効は成立するとされている(同条2項)。また、時効が成立した場合、損害賠償義務を負う機関は、人民法院の賠償委員会から国家賠償にかかる決定が下される前に、時効を援用することが可能である(9条1項)が、人民法院の賠償委員会は自ら時効の成立を適用して国家賠償事件を審理することはできないとされている(10条)。

[原文] 最高人民法院关于审理司法赔偿案件适用请求时效制度若干问题的解释 (法释〔2023〕2号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2023年5月23日公布、2023年6月1日施行

執筆担当: 中国弁護士 李芸

## <貿易・税関>

### 輸出入商品抽出検査管理弁法

[ポイント] 中国の輸出入商品の税関検査は大きく分けて二種類あり、「輸出入商品検査法」により検査・認証等のプロセスを強制されるものと、税関により「安全、健康、環境保護に関わる、或いは国内外の消費者からの苦情が多い、返品が多い、品質事故が多い、国内外での新たな特別な技術要求がある輸出入商品」を重点に抽出されて行われるものがある。

「輸出入商品抽出検査管理弁法」(以下、「本弁法」という)は後者に関する検査を規定するものであり、此度発表されたものと2018年版を比べると修正は少ないが、興味深い点の一つある。

税関総署は毎年抽出検査対象となる商品の種類をウェブサイト上で毎年公表している。2022年8月に公表された検査対象は「輸入品: 学生文具、ベビー用品、家庭用食器洗浄機、電子トイレ、口腔内器具、模造



宝飾品など;輸出品:子供用玩具、子供用自転車、子供用スクーター、電気ポットなど」である。しかし、本弁法は 2018 年版と比べ、税関総署の「検査の対象となる輸出入商品の種類を決定し、調整し、公表する」義務を削除している。これにより、上記のような税関総署の発表が今年よりされなくなり、抽出検査の対象商品の調整がさらに地域税関に委ねられる可能性がある。

他方、本弁法 8 条に「税関は、検査される商品の種類と範囲を恣意的に拡大してはならず、これを違反した場合、企業は検査を拒否する権利を有する」とあるが、事前に抽出検査の対象商品が発表されない場合、企業はこの権利を実質行使できなくなる恐れがある。

[原文] 进出口商品抽查检验管理办法 (海关总署令第 263 号)

[公布/公表機関] 税関総署 (海关总署)

2023 年 5 月 15 日公布、2023 年 7 月 1 日施行

執筆担当:中国弁護士 石瀛

## <経済諸法>

### 商用暗号管理条例

[ポイント]2020 年に暗号法が公布され、同法において、商用暗号の規制に関する全体像について規定されている。暗号法の関連規定を詳細化するため、1999 年に公布された商用暗号管理条例に対し、全面的に修正を行った。修正後の管理条例は、主に以下の内容について規定する。

- (1) 商用暗号(特定の変換方法を採用し、国家機密に関係しない内容の情報などに対して暗号化保護、安全認証を行う技術、製品およびサービスのこと。)の技術革新と標準化構築を促進すること。自由意志の原則及び商業規則に基づいて外商による商用暗号技術への協力を奨励する。行政機関及びその職員は、行政手段により商用暗号技術を強制的に譲渡してはならない。
- (2) 商用暗号検査認証システムを構築すること。商用暗号検査認証システムの構築を推進し、商用暗号の活動において商用暗号の検査認証を自発的に受けることを奨励する。商用暗号検査、認証機構の資格条件、手続き及び業務規範を明確にする。国の安全、国の経済と人民の生活、社会公共の利益に関わる商用暗号製品、ネットワークに関わる重要な設備及びネットワークセキュリティに関わる専用製品を使用する商用暗号サービスは、検査認証に合格しなければならない。
- (3) 電子認証サービスにおける暗号の使用、並びに電子政務及び電子認証サービス活動の管理を強化すること。電子認証サービスにおける暗号の使用要件及び使用規範、電子政務及び電子認証サービス機構の資格条件、手続き及び業務規範について規定する。
- (4) 商用暗号の輸出入管理を規範化すること。暗号法における商用暗号の輸出入に関する規定及び国の輸出規制等の管理制度に基づいて、商用暗号の輸入許可と輸出規制についてリストによる管理を明確にし、国の安全、公共利益等に関わる商用暗号を輸出規制リストに盛り込む旨を定める。

[原文] 商用密码管理条例 (国务院令第 760 号)

[公布/公表機関] 国务院 (国务院)

2023 年 4 月 27 日公布、2023 年 7 月 1 日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

## <社会法>

### 情報安全技術 個人情報の処理における告知及び同意の実施ガイドライン

[ポイント]個人情報の取扱にあたっては、個人情報保護法は、本人に告知したうえ同意を取得することを原則的に要求しているが、これまではそれ以上の詳細な規定等は存在していなかった。本ガイドラインはそれらを具体化して定めており、また具体的にどういった場合に告知が必要かを列挙している(例えば個人情報収集の具体例として、アプリケーションで自動的に収集、ビックデータや AI 等を通じて個人情報を生成も含まれる)。

また、同意取得以外の適法化事由(個人情報保護法 13 条)に関してそれぞれ該当する場合を詳細に説明している。その他には、告知と同意の基本原則、告知の方法、告知の内容、告知の実施、同意の取得方法や実施のポイント、同意の撤回のメカニズムが具体的に定められている。さらに、実務上告知と同意の適法性がわかりにくい業務形態、例えばアプリ、IoT、公共の場所、車内、クラウド、インターネット金融、e コマース等を特に取り上げて、告知と同意の内容や実施方法を説明する資料を本ガイドラインの添付としている。

B to C の会社、特に業務内容が複雑な会社の場合、顧客の個人情報の取扱いにあたってこれまで実務上参照できるガイドラインがなかったところ、今後は本ガイドラインを参照する価値が高い。

[原文] 信息安全技术 个人信息处理中告知和同意的实施指南 (GB/T42574-2023)

\* 当ガイドラインについては、国家標準化管理委員会のホームページで開示されているものの、本稿作成時点において、ダウンロードができないためリンクは貼っていない。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会（国家市场监督管理总局/国家标准化管理委员会）

2023 年 5 月 23 日公布、2023 年 12 月 1 日施行

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

### ネットワーク安全標準実務ガイドライン-ネットワークデータ安全リスク評価実務ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、企業がネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法等の法令に基づき、ネットワーク安全リスク評価(自己評価及び検査機関における評価を含む)を実施するに当たって参照されることを想定したものである(本ガイドラインについては、2023 年 4 月 14 日から 5 月 2 日までの意見募集が行われていたが、意見募集終了から 1 ヶ月を待たずに正式公布・施行に至った。)

主な内容としては、①リスク評価の概要(基本的な考え方、内容、流れ、手段等)、②評価に向けた準備の方法、③調査・研究の対象となる情報の範囲、④リスク評価において重視すべき各種ポイント、⑤リスク評価の結果のまとめ方及び分析の方法、⑥評価報告書の作成方法やリスクへの対処方法等が、章別に取りまとめられている。さらに、添付書類として、典型的なリスクの種類やリスクの名称・内容をリスト化したものと、評価報告書のテンプレートが付されているため、実務上、本ガイドラインを参照する必要性は高い。

[原文] 网络安全标准实践指南—网络数据安全风险评估实施指引 (信安秘字(2023)70号)

[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会秘書処（全国信息安全标准化技术委员会秘书处）

2023 年 5 月 26 日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

### ビジネス領域における事業者による使い捨てプラスチック製品の使用及び報告に関する管理弁法

[ポイント] 使い捨てプラスチック製品による環境汚染の深刻化に鑑み、中国政府は、2020 年 1 月に「プラスチック汚染対策のさらなる強化に関する意見」(关于进一步加强塑料污染治理的意见)を公表し、同年 4 月には固体廃棄物汚染環境保護法(固体废物污染环境防治法)の改正においてビジネス領域におけるプラスチック汚染対策に関する条文を追加、さらに同年 11 月には「ビジネス領域における使い捨てプラスチック製品の使用、回収報告弁法(試行)」(商务领域一次性塑料制品使用、回收报告办法(试行))。以下、「試行弁法」という。)を制定するなどして、使い捨てプラスチック製品の使用の制限及び報告に関する制度整備を進めてきた。政府はその後も、2021 年 9 月に「“十四五”プラスチック汚染対策行動プラン」(“十四五”塑料污染治理行动方案)を制定し、2022 年 11 月には国際竹藤ネットワーク(INBAR)と共同でプラスチックから竹への代替に向けた協力を世界レベルで深めることを提起するなどして積極的に脱使い捨てプラスチックを図っている。本弁法は、かかる背景の中で、試行弁法をさらに有効なものへとアップデートする目的で制定されたものである。本弁法の施行に伴い、試行弁法は廃止される。

本弁法は、「商品小売」、「EC」、「飲食」、「宿泊」、「展示」の5分野の事業者に対して、非生分解性ビニール袋等の国家が使用を禁止・制限する使い捨てプラスチック製品の使用削減のために定める行為規範を遵守することを求めるとともに、「小売場所の提供」、「ECプラットフォーム」、「デリバリー」(外卖)の3分野の事業者に対して、使い捨てプラスチック製品(生分解性・非生分解性の別を問わない)の使用・回収の状況に関する報告義務を課している。このように、本弁法においては、使用削減のための行為規範に関するルールの対象となる主体・客体と、報告義務に関するルールの対象となる主体・客体がそれぞれ異なっているため、注意を要する。

使用削減のための行為規範としては、商品小売事業者に対しては、消費者に対してビニール袋を有償で提供する、代替品の販売装置を設置する、買い物かごやカートを貸し出す等の対応により使い捨てプラスチック製品の使用を減らすべきであること、EC事業者に対しては、再利用可能おかつリサイクルしやすい放送を優先的に使用すべきであり、商品を元の包装のまま直送する方法を広めるべきこと、ECプラットフォーム事業者に対しては、同プラットフォーム内の事業者によるプラスチック製品の使用削減を奨励するプラットフォーム規則を作成すべきこと、飲食事業者に対しては、持ち帰り・デリバリーにおいて代替品又は法令に適合した使い捨てプラスチック容器を用いるべきこと、宿泊事業者に対しては、使い捨てプラスチック製品を能動的に配布しないようにし、消費者にも使用を控えるよう推奨すべきこと、展示場運営者に対しては、展示イベント主催者に対して使い捨てプラスチックの使用禁止にかかるルールを書面告知すべきこと、展示イベント主催者に対しては、出展者らに対して使用禁止にかかるルールを告知すべきこと等が定められている。

また、報告義務に関しては、毎半年に1回、上半期にかかる報告は7月31日まで、下半期にかかる報告は1月31日までに、所在地の県級商務主管部門に対して、買物用ビニール袋、デリバリー用ビニール袋、使い捨て食器等の使い捨てプラスチック製品の使用・回収状況に関する報告を行うべきことを定めている。なお、報告義務者は使用状況に関する報告を行うに当たり、使用量、販売量、調達量のうちいずれかを選択して報告することができる(選択した報告方法については報告プロセスにおいて一貫性を持たせなければならない)とされている。

本弁法には、試行弁法には存在しなかった違反への処罰に関する根拠条文が追加されている点(是正を命じられ、期限内に改善しなかった場合は、1万円～10万円の罰金を科すものとされている)も注目される。

[原文] 商務領域经营者使用、报告一次性塑料制品管理办法 (商务部、国家发展和改革委员会令二〇二三年第1号)

[公布/公表機関] 商务部、国家发展和改革委员会 (商务部、国家发展和改革委员会)

2023年5月10日公布、2023年6月20日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

## 草案・意見募集稿等

### **公平競争審査条例(意見募集稿)**

[ポイント] 現在、公平競争審査制度を規範する最も重要な法令は、公平競争審査制度実施細則である。同細則は、国家市場監督管理総局などの5つの国务院の下部機構によって制定された部門規章である。2023年5月に意見公募が開始した公平競争審査条例が制定されれば、公平競争審査制度に関する法令は、国务院が制定する行政法規に格上げされる形になる。

以下は、条例案の要約である。

#### (1) 条例案の構成

- 条例は全体として、総則、審査内容、審査手続き、監督保証、付則の5つの章、計41条から構成されている。

#### (2) 審査の対象と主体

- 審査の対象は、政策制定機関が策定する経済活動に関する行政法規(国務院が制定する法令)、規章(国務院の下部機構や地方政府が制定する法令)などの法規範や具体的な政策措置である。
- 審査の主体は、政策制定機関自身とされている。
- 各レベルの政府は、当該レベルにおける公平競争審査の協調機構を設立することが求められている。

### (3) 審査の内容

- 政策制定機関は、以下の政策を制定してはならない。
  - ① 市場への参入、退出を不合理に制限する政策。例えばネガティブリストに列挙されていない分野での許認可手続きの設定、違法に特許権を付与する行為、特定の業者からの商品又はサービスの使用を強制する行為等が含まれる。
  - ② 商品と要素の自由流通を阻害する政策。例えば、他の地域の商品や輸入商品の参入制限などが想定される。
  - ③ 生産・経営コストに影響を及ぼす政策。これには、特定の事業者に税制優遇、特定の事業者への保証金の提供要求などが含まれる。
  - ④ 生産・経営活動に影響を及ぼす政策。例えば、独占行為の強制、価格設定への不適切な介入などが含まれる。
  - ⑤ その他の競争を排除・制限する政策。
- ただし、国家安全に関する措置や社会保障に関する措置など、一定の例外的な場合が認められている。もっとも、これら例外規定を適用するには、競争に対する制限が必要かつ最小限度のものでなければならない。

### (4) 審査の手続き

- 政策機関が公平競争審査の内部メカニズムを確立し、公平競争審査の年次報告を作成することが要求されている。

### (5) 第三者評価

- 各レベルの公平競争審査の協調機構や政策制定機関が、実施前の政策の競争に対する可能な影響、実施後の政策の競争に対する影響、地域の公平競争審査制度の実施状況、市場競争の現状などを評価するために第三者機関に委任することができる。

### (6) その他の規定

- 公平競争に違反した政策制定機関は、その違反を改善する義務を負い、重大な結果が生じた場合の関係者の責任追及が規定されている。
- 公平競争審査を行う機関と独占禁止法執行機関との協働なども定められている。

[原文] [公平競争審査条例（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

（意見募集期間：2023年5月12日～2023年6月12日）

執筆担当：日本弁護士 張超鵬

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



## 中国万感

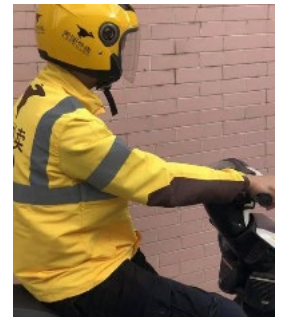


### 上海のフードデリバリーサービスに関する追憶

中国弁護士 石 瀛

筆者は去年の12月より上海を離れAMTの東京オフィスで働いている。東京の食生活には大変満足しており、色々な新しい店の料理を試すのも新鮮である。ただ、(休日はUber Eatsなどのアプリを愛用しているが)ふと業務時間中にフードデリバリーサービスを利用したことがないことに気がついた。同僚が誰も利用しているところを見たことがなかったこと、配達されるまでの時間に不安があったこと、料理を実際に受け取った経験がなかったこと、色々な理由で利用するのを躊躇していた。上海であれば、昼はオフィスビルの入り口付近で大勢の人が集まってデリバリーを待っている。その光景を思い出し、離れてから感じる中国もあるのだと実感した。

思えば便利な世の中になった。携帯をタップするだけで望んだ(たいていの場合)料理が玄関まで届き、食器洗いからも解放されるフードデリバリーサービスの簡便さには自炊が苦手な筆者は感謝してもしきれない。中国のフードデリバリーサービスと言えば「美团(メイトウアン)(右写真)」と「饿了嗎(ウーラマ)(下写真)」であり、配達員がそれぞれ黄色と青色の制服を身にまとい原付に乗っていることから、「黄騎士」、「藍騎士」と呼ばれている。筆者が上海で働いていた頃、オフィスから昼食を注文すると、料理が届くまでの時間は20-30分であり、デリバリー費用も5元(100円程度)ほどで、無料のことも多く、ありがたく感じていた。ただ、その一方で、「価格競争」や「プラットフォームによる飲食店への優越的地位の濫用」といったネガティブなことも連想させた。筆者は上海での業務時間中のフードデリバリーサービスの利用は多いほうだったので、その中で心に残っている経験をここで紹介できればと思う。



フードデリバリーサービスのアプリが流行し始めた頃、配達員は直接事務所の階まで来て受付に料理を届けることができた。業務で忙しい時に外出しなくて食事を済ませることができると感激したことを覚えている。筆者が「美团」と「饿了嗎」を使い始めた頃はすでにアプリで注文ができる店舗が豊富にあった。味は玉石混交と言わざるを得ないが、概ね満足していた。オフィスの同僚も多く利用しており、互いにお勧めの店舗を紹介しあっていた。しかし、昼になってオフィスの受付のデスク上にデリバリーのプラスチック容器等が多くおかれる様は法律事務所としては幾分シュールな光景であった。

新型コロナウイルスの影響によりオフィスビルの方針が改定され、配達員はビルに入ることを禁止された。その代わりに、ビルの裏口に大きいテーブルが二つ用意され、その上に料理を置くことが許された。ここで問題となるのが、自分の料理を見つけることである。基本料理を包むビニール袋にはレシートが張っており、それを見れば特定できるのだが、大量にあるビニール袋からそれを見つけるのは一苦勞である。そこで、アプリを使って配達員から配達完了後の写真を送ってもらうことが一般的となった。配達完了の証拠にもなり同時に、置いた場所、ビニール袋の色や特徴などから他の料理と区別するのである。しかし、撮影角度が悪い場合や袋に特徴がない場合は、一つ一つ確認していくほかなく、法律文書の確認と似たような労力を要した。

それを問題に感じたのか、近年になってビルの裏口のテーブルが撤去され、料理を一時的に預ける棚が設置された。この棚は、配達員がアプリを使って料理をロッカーに入れ、料理を注文した者がアプリで対応するロッカーを開けることができる電子棚(右写真)である。コードをスキャンするだけで、電話番号などを認証し、自動で扉が開く仕組みになっており、自分の料理を見つける手間が省ける。その上、料理を注文する者もこの棚を無料で使用することができる。今後有料にならないように祈るばかりである。



以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
  - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
  - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
  - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
  - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
  - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
  - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  - 弁護士 唐沢 晃平([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
- 
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)